

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松南部地区(大豆田)	令和4年1月20日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.19 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.39 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	2.06 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.06 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.00 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落内の認定農業者は2名。 ○50代以上の耕作者が多い。高齢化が進んでいる。 ○後継者となる担い手が少ない。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○畑地について、将来の荒廃化が懸念されている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来、リタイヤ等で貸し借りが必要になった場合は、プランに位置付けられた中心経営体で協議を行い集積・集約を進めていく。 ○農地の貸借については、農地中間管理機構の活用を原則とするが、出し手と受け手での双方の意向を尊重しながら、農業委員会の利用権設定も含め併用していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

①集落における中心経営体の農地集積の方針

○集落内の中心経営体にリタイヤ等で貸借が必要な農地の集積を行うことを前提とするが、引き受け不可能な場合、プランに位置付けられている集落外の中心経営体も含め集積を行っていくことで、地域農業の維持・継続を図る。

② 畑地の利活用

○現在、畑地の活用方法の一つとして、集落内の農業従事者の方々を中心とした園芸作物の作付け、収穫、販売を行っている。
○今後リタイヤ等で畑地の耕作が困難になっていくことがアンケート結果からも見通せることから、集落として畑地の利活用について、現在の取組を参考に地域の担い手を含め検討を行っていく。

③ 新たな担い手の育成

○現在集落内に若手農業従事者がいることから、担い手を中心としてノウハウの継承を行い、集落の新たな担い手として育成していく。

④ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度に継続して取り組む。
○組織体制や保全活動については、中心経営体だけでなく、集落全体で可能な範囲で協力をいただき、集落全体で協力して運営していく。
○組織を継続的に運用を図るための人材育成に取り込む。

⑤ 鳥獣被害防止対策の取組方針

○鳥獣による農作物の被害が増加していることから、中心経営体間で情報共有を図る。また、電気柵や侵入防止柵の設置等の有害鳥獣対策の構築に向けて検討を進める。
○電気柵設置後の維持管理計画の構築も同時に進める。
○被害を受けた場所や被害をうけた農作物等を記載した鳥獣害被害マップの作成を行い、情報共有を行う。